

2022年5月9日

各位

会社名 株式会社ダイオース
代表者 代表取締役社長 大久保真一
(コード番号：4653 東証プライム)
問合せ先 執行役員管理本部長 稲垣賢一
(TEL：03-5220-1122)
(E-mail：k.inagaki@daiohs.com)

2022年3月期決算発表の延期および第54回定時株主総会にかかる 基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月期決算発表の延期および第54回定時株主総会の基準日の設定を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 2022年3月期決算発表の延期について

当社は、2022年3月期の決算発表について、当初、2022年5月16日に行う予定としておりました。しかしながら2022年2月14日に公表いたしました「2022年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ」に記載のとおり米国子会社において決算作業関係者に多数の新型コロナウイルス感染者が発生したことで第3四半期決算作業の遅延が生じ、その影響が本決算の作業スケジュールにも及ぶこととなりました。さらに米国子会社のコロナ禍終息後における売上回復の見通しが概ね立ったことから、当期末で固定資産、無形資産の減損評価を行うこととなり、そのための評価作業によって想定を超える業務が発生いたしました。これらの結果、当初計画した期日までに決算作業や会計監査が完了できないことが明らかになったことから、決算発表を2022年6月10日に延期することといたしました。

2. 第54回定時株主総会（以下「本総会」といいます）にかかる基準日等について

上記の通り、新型コロナウイルス感染拡大等の影響を受け、決算作業を所定のスケジュールで進めることが困難な状況となった結果、2022年3月期決算発表の延期を決定いたしました。

当社は3月末日を基準日として本総会を開催するべく取り組んでまいりましたが、確定済みの計算書類を報告し、その内容を踏まえて株主の皆様にご議論いただくことにより各議案に関する実質的な審議が可能になると考えられること等から、当社定款に定める定時株主総会招集のための基準日である2022年3月31日から起算して3か月以内に本総会を開催することが困難な状況にあると判断し、本総会の開催を2022年8月上旬に延期することといたしました。

これに伴い、2022年5月31日を本総会の議決権の基準日として改めて定め、同日の株主名簿に記載または記録された株主をもって本総会において議決権を行使することができる株主とすることを決定するとともに、次の通り当該基準日に関する公告を実施することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、剰余金の配当に関する基準日は、2022年3月31日から変更ありません。

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 基準日 | 2022年5月31日（火） |
| (2) 公告予定日 | 2022年5月13日（金） |
| (3) 公告の方法 | 電子公告（当社ホームページ上に掲載いたします。） |

本総会の日程等詳細につきましては、株主総会招集ご通知等を通じ改めてお知らせいたします。

以 上